

定期健康診断！

今月の健康管理センター便りは、いつも何気なく受診している定期健康診断の特集です。



定期健康診断とは？

→定期健康診断とは、**労働安全衛生法により事業者**に義務付けられている**法定健診**であり、年に1度必ず実施する必要があります。また、労働者も定期健康診断を受ける義務があり、受診できない場合は、法定健診の項目を満たした健診結果を事業者へ提出する必要があります。**法定健診は疾病の早期発見早期治療及び健康の維持増進を目的**としており、労働者も法定健診の目的を理解し、健康の維持増進に努めなければなりません。

定期健康診断の検査項目は？

→定期健康診断の検査項目は、法律で定められている項目に加え、当社では事業特性を踏まえ尿酸値の検査を追加しています。内容は、以下になります。

- ☆身体測定(身長・体重・腹囲・視力・聴力(35歳以上))
- ☆血圧測定
- ☆心電図検査(35歳以上)
- ☆胸部レントゲン
- ☆尿検査(尿蛋白・尿糖)
- ☆血液検査(貧血・肝機能・脂質・血糖・尿酸値)



検査内容からもわかるように、これらは日本の死因第2位・3位に位置している**心疾患・脳血管疾患の原因となる高血圧・動脈硬化・糖尿病などの生活習慣病の早期発見に主眼を置いています**。また、当社においては、定期健康診断が特定健診(対象者40歳以上)も兼ねており、該当者には特定保健指導が実施されます。

特定保健指導では、専門家(栄養士や保健師)と、生活習慣病を予防するための日常生活上の注意点について、個別の事情に応じて、話し合うことができます。

判定基準などの詳しい内容は、サッポロビール健康保健組合 HP 上の「知っておきたい知識」をご覧ください。

<http://sapporobeerkenpo.or.jp/index.html>

定期健康診断を必ず受けましょう！

→定期健康診断は法定健診です。年に1度、必ず受診するようにしましょう。受診後、異常値となった項目については日常生活を見直し、改善へつなげましょう。産業医面談を求められる場合は、健康面における配慮が必要な時です。産業医面談の呼び掛けには、応じるようにしましょう。また、異常が指摘されているにも関わらず、自覚症状が無いことを理由に放置すると、思わぬ病気につながる可能性があります。精密検査・要治療となった場合には、健康診断の趣旨をご理解頂き、必ず病院受診するようにしましょう！